

昭和二十八年政令第二百三十二号

理容師法施行令

内閣は、理容師美容師法（昭和二十二年法律第
二百三十四号）第二条第二項、第三条第二項、第
四条、第五条第二項及び第六条の二の規定に基
き、この政令を制定する。

第一条 削除

（受験手数料）

第二条 理容師法（以下「法」という。）第四条
の十八第一項の政令で定める受験手数料の額
は、筆記試験については一万二千五百円とし、
実技試験については一万二千五百円とする。
（登録等の手数料）

第三条 法第五条の四第二項の政令で定める手数
料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、
それぞれ当該各号に定める額とする。
一 理容師の登録を受けようとする者 五百二十
円
二 理容師免許証又は理容師免許証明書の記載
事項の変更を受けようとする者 三千七百五
十円
三 理容師免許証又は理容師免許証明書の再交
付を受けようとする者 四千百五十円
（理容所以外の場所で業務を行うことができる
場合）

第四条 理容師が法第六条の二ただし書の規定に
より理容所以外の場所において業を行うことが
できる場合は、次のとおりとする。
一 疾病その他の理由により、理容所に来るこ
とができる者に対して理容を行ふ場合
二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してそ
の儀式の直前に理容を行ふ場合

三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭
和二十二年法律第一号）第五条第一項の規
定に基づく政令で定める市（以下「保健所を
設置する市」という。）又は特別区にあつて
は、市又は特別区）が条例で定める場合
（業務停止に関する通知）

第五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市
長又は特別区の区長は、法第十条第二項の規定
により業務停止の処分を行つたときは、厚生労
働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しな
ければならない。

附 則

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行
する。

附 則（昭和三二年八月三一日政令第二
七七号）

この政令は、法施行の日（昭和三十二年九月
二日）から施行する。

附 則（昭和三八年七月一六日政令第二
六〇号）抄

この政令中第一条第三号の改正規定は昭和三
十八年十月一日から、第二条の改正規定は公布
する。

附 則（昭和四四年六月二一日政令第一
〇九号）抄

この政令は、昭和四十四年六月二十三日から
施行する。

附 則（昭和四七年四月二八日政令第一
七一号）抄

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和四七年四月二八日政令第一
〇九号）

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和五八年一二月一〇日政令第
二五五号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力發
生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和五八年一二月一〇日政令第
二九六号）抄

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力發
生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六〇年一月一一日政令第
二二号）抄

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力發
生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六〇年一月一一日政令第
二九六号）抄

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力發
生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六一年二月二八日政令第一
九四号）抄

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六一年二月二八日政令第一
九三号）抄

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六一年二月二八日政令第一
九二号）抄

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六一年二月二八日政令第一
九一号）抄

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六一年二月二八日政令第一
九〇号）抄

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

附 則（昭和六一年二月二八日政令第一
八九号）抄

この政令は、昭和四十七年五月十五日）から施行す
る。

四月一日からその者が当該学科試験に合格した
年の翌々年の十二月三十一日までの間とする。

附 則（平成二年八月一日政令第二二八
号）

この政令は、平成二年九月一日から施行す
る。

附 則（平成四年一二月二八日政令第三
九四号）

この政令は、平成五年二月一日から施行す
る。

附 則（平成六年七月一日政令第二二三
号）

この政令は、平成六年七月一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
二号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
一号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
〇号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
九号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
八号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
七号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
六号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
五号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
四号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
三号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

附 則（平成一九年一〇月三一日政令第三
二号）

この政令は、平成一九年一〇月三一日から施行す
る。

の規定により厚生労働大臣の指定を受けた施
設」とあるのは、「理容師法及び美容師法の一
部を改正する法律（平成七年法律第九号）附
則第四条第二項の規定により厚生大臣の指定が
なおその効力を有することとされる施設」とす
る。

附 則（平成一一年一二月八日政令第三
九三号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年三月一七日政令第六
六号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇
九号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇
八号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇
七号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇
六号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇
五号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇
四号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇
三号）

（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行す
る。

が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

附 則 (平成二十四年一〇月一二日政令第
二五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月一九日政令第
三四八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一
二八号) **抄**

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 (施行期日)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(处分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「处分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為となす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手續がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手續をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

五三号) **附 則** (平成二七年九月三〇日政令第三

この政令は、公布の日から施行する。